

三重県Webシステム再構築
及び運用保守業務
仕様書(案)

三重県 総務部 広聴広報課

目 次

第1	調達案件名	3
第2	背景と目的	3
第3	基本方針	3
	1. 利用者視点を最優先としたWebサイトの構築	3
	2. 誰一人取り残さないアクセシブルなWebサイトの実現	3
	3. 迅速かつ確実な情報発信を支えるWebシステムの構築	3
	4. 運用・管理の効率化と職員負担の軽減	3
	5. 将来の変化に柔軟に対応できる拡張性・持続性の確保	4
	6. セキュリティとガバナンスの確保	4
第4	業務概要	4
	1. Webシステムの概要	4
	2. 業務内容、履行期間、履行場所	4
	3. 実施体制、打ち合わせ	5
	4. 納品物	6
第5	前提条件及び機能要件	7
	1. 前提条件	7
	2. CMS（コンテンツ管理システム）	8
	3. Webサイト	8
	4. 動画配信システム	11
第6	非機能要件	12
	1. システム稼働時間	12
	2. システム利用者	12
	3. 稼働環境要件	12
	4. 規模・性能要件	15
	5. 信頼性要件	16
	6. セキュリティ要件	16
第7	テスト、データ移行要件	17
	1. テスト	17
	2. データ移行	17
	3. マニュアル等の整備	19
	4. 職員研修及びヘルプデスクの設置	19
第8	運用保守要件	20
	1. 対応時間	20
	2. 業務の実施方法	20
	3. 契約期間終了等に伴う対応	23

第9	その他特記事項	24
1.	情報セキュリティに関する受託事業者の責任	24
2.	遵守すべき法令等	24
3.	受託事業者の義務	24
4.	支払条件	25
5.	著作権等	25
6.	工業所有権	26
7.	第三者の権利侵害	26
8.	契約不適合担保責任	27
9.	機密保持	27
10.	再委託の制限	27
11.	暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置	28

第1 調達案件名

三重県Webシステム再構築及び運用保守業務委託

第2 背景と目的

三重県では、平成26年度から27年度にかけて、CMS(コンテンツ管理システム)を含む三重県Webシステムの再構築を行い、平成28年度から現在の三重県公式Webサイト(以下、「県Webサイト」)の運用を行っている。しかし、運用開始から相当年数が経過する中で、ICT環境や、利用者の情報入手手段は大きく変化している。

近年では、スマートフォンを主とした閲覧が一般化し、利用者はWebサイトに対して、必要な情報を迅速かつ分かりやすく入手できることを強く求めるようになってきている。一方で、現行の県Webサイトは、情報構造や画面設計が現在の利用実態に十分対応できておらず、目的の情報にたどり着きにくいといったユーザビリティ上の課題を抱えている。

また、Webサイトを支えるWebシステムの観点においても、ウェブアクセシビリティ対応の継続的な確保、多様な閲覧端末への対応、さらには災害時等における迅速な情報発信、CMSの操作性や運用負荷など、現在の仕組みでは対応が困難な課題が顕在化している。

このような状況を踏まえ、本業務委託では、県Webサイトの品質向上と、それを安定的かつ効率的に支えるWebシステム全体の再構築を一体的に行う。

第3 基本方針

1. 利用者視点を最優先としたWebサイトの構築

県民・事業者などのさまざまな利用者が、迷うことなく必要な情報を入手できるように、Webサイトの構造や導線を整理する。また、検索機能の充実のほか、スマートフォンでの閲覧を前提とした、分かりやすさ・探しやすさを重視したWebサイトを構築する。

2. 誰一人取り残さないアクセシブルなWebサイトの実現

高齢者や障がいのある方を含め、すべての利用者が等しく情報を入手できるWebサイトとするため、関係規定等に準拠したウェブアクセシビリティを確保する。また、多言語対応を含め、利用者の属性や言語に配慮したWebサイトの構成とする。

3. 迅速かつ確実な情報発信を支えるWebシステムの構築

災害時や緊急時においても正確な情報を迅速に発信できるWebサイトを実現するため、CMSの機能や操作性を見直す。また、SNS等の各種サービスとの連携を考慮した、安定稼働と高い可用性を備えたWebシステムを構築する。

4. 運用・管理の効率化と職員負担の軽減

Webサイトに関する専門的な知識を持たない職員でも容易に更新・管理が行える運用体制を実現するため、CMSの操作性向上や作業分担の最適化を図る。また、動画コンテンツ等を含む多様な情

報を効率的に管理・発信できる構成とする。

5. 将来の変化に柔軟に対応できる拡張性・持続性の確保

ICTの進展や行政ニーズの変化に対応可能なWebシステムを構築する。特に、検索機能の高度化や多言語対応の拡充、各種サービスとの連携等を見据えた拡張性を確保するとともに、現行システムからの円滑な移行や、現行ルール等を継承可能な持続性の高いシステム構成とする。

6. セキュリティとガバナンスの確保

不正アクセスや情報改ざん等のリスクに備え、適切なセキュリティ対策を講じる。また、Webサイト及びSNS等を含む情報発信全体について、更新履歴や権限管理等を通じた、組織としてのガバナンスを確保する。

第4 業務概要

1. Webシステムの概要

受託事業者が提供するWebシステムの概要を以下に示す。

なお本仕様書においては、更新前のWebシステムを「旧システム」、本業務において構築・運用保守を行う、更新後のWebシステムを「本システム」という。

	サブシステム	内容
1	CMS (コンテンツ管理システム)	県Webサイト(関連サイトを含む)に表示する、報道発表資料や所属オリジナルページ、県公報などの情報を登録し、HTMLファイル等を生成するシステムである。また、公開(非公開)処理により、Webサイトに情報を掲載(非掲載)する。
2	県Webサイト	三重県ドメイン(www.pref.mie.lg.jp)のWebサイトである。
3	動画配信システム	知事定例記者会見や三重県議会などの様子をインターネット上でライブ配信するシステムである。また、録画動画のVOD配信も行う。

2. 業務内容、履行期間、履行場所

(1) 業務内容

本業務では、本システムの設計、構築、旧システムから本システムへの移行、本システムの運用保守を行う。

(2) 履行期間

契約締結日から令和14年12月31日まで。なお、履行期間内で以下のとおり作業を行うこと。

- ア. 契約締結日(令和8年8月上旬を想定)から令和10年1月1日までに本システムのリリースまでの作業を行うこと。構築工程の詳細は受託事業者からの提案に基づき、契約後に調整することとするが、令和9年3月31日までを一次開発、令和9年4月1日以降を二次開発として、それぞれ

設計・構築の成果をまとめること。なお、機能要件にて必須としていない項目に関して県が認めた場合は、令和9年12月31日以降のリリースも可とする。

イ. 令和10年1月1日から令和14年12月31日まで本システムの動作に必要な運用保守にかかる作業を行うこと。

ウ. 令和15年1月1日から26日まで最終納品物の整理・納入を行うこと。

(3) 履行場所

三重県庁、受託事業者事業所、システム基盤設置場所、県が許可した場所

3. 実施体制、打ち合わせ

(1) 実施体制

ア. 本システムの構築・移行・運用に必要な体制を常時整えること。

イ. 構築・移行業務、運用保守業務それぞれの業務実施体制を4(1)に示す提出期限までに県に報告し、承認を得ること。

ウ. 業務実施体制が変更となる場合は、その都度、県に報告し、承認を得ること。

(2) 打ち合わせ

ア. 構築・移行業務実施の打ち合わせは2週間に1回程度進捗や課題を確認する打ち合わせを実施すること。

イ. 運用保守業務実施時は原則として毎月1回打ち合わせを実施し、運用保守状況の報告を行うこと。

ウ. ア、イに示す打ち合わせ以外でも県、受託事業者のいずれかが求めた場合は、随時打ち合わせを実施することとする。

エ. 打ち合わせは対面、ウェブのどちらでの形式でも可とする。

(3) 第三者のサービス利用手続きの支援

ア. 第三者のサービスを利用する場合に手続きが必要となる場合に、県が作成、提出する必要がある書類等のひな型を提示するなど、県の手続きの支援を行うこと。

4. 納品物

(1) 納品物一覧

成果物名	内容	提出期限
構築・移行業務計画書	構築・移行業務にあたっての実施体制、スケジュール等	契約締結後14開庁日以内
各種設計書	機能一覧、画面一覧、画面遷移図、画面仕様等	設計完了後
テスト計画書	テストの種類、内容、スケジュール等	テスト実施7開庁日前まで
テスト結果報告書	テスト結果	テスト終了後速やかに
本システムの 実行環境一式	本システムを動作させるための実行環境一式	令和9年12月31日
運用保守業務計画書	運用保守業務にあたっての実施体制、スケジュール等	運用保守業務実施14開庁日前まで
運用マニュアル	県が管理機能を扱うためのマニュアル	運用保守業務実施14開庁日前まで
運用保守業務報告書(月次)	月ごとの運用保守状況	報告対象月の翌月の10開庁日以内(3月分は3月31日)
障害報告書	障害発生内容、対応、再発防止策等	障害発生後速やかに
打ち合わせ議事録	議事録	打ち合わせ実施後、原則5開庁日以内

※ 各納品物に改定があった場合は、その都度、速やかに提出すること。

(2) 納品方法

- ア. 各年度途中において、業務の進捗に応じて発生した各成果物を(1)に示す提出期限までに電子ファイルにてメール等で提出すること。
- イ. 各年度末に、原則すべての納品物をまとめて紙資料1部、電子ファイル(CD-R等)1部提出すること。ただし、大量のページ数を要する等、印刷に不適であると認められるものは県の判断にて紙資料の提出を省略できるものとする。
- ウ. 電子ファイルの提出形式は、原則としてPDF形式及び編集可能な形式(MS-Office形式等)とする。ただし、県の判断にてPDF形式、編集可能な形式もしくはプログラムファイルでの提出とすることがある。
- エ. 紙媒体の提出形式は、原則A4縦、両面左綴じとするが、必要に応じてA3を使用可とする。なお、パイプファイル等に綴じて、各ページを取り外せる形で納品すること。

(3) 納品場所

三重県総務部広聴広報課(三重県津市広明町13 三重県庁3階)

第5 前提条件及び機能要件

1. 前提条件

(1) クラウドサービスの利用

- ア. 本システムの構築環境(CMSを含む)については、可用性、拡張性、運用性等の観点から、クラウドサービスの利用を前提とした構成を基本とする。なお、これらの構成に必要な経費は、全て受託事業者が用意すること。

(2) 本システムの操作環境

- ア. CMSによるコンテンツの作成、編集、承認等の操作は、庁内の通常業務端末から利用可能なWebブラウザを通じて実施できる構成とすること。
- イ. 業務端末には特別なソフトウェアのインストールを必要としない操作環境を基本とし、環境設定変更についても最小限となるよう考慮されたものとする。また、他のシステムの動作に影響が及ばないものであることとする。

(3) サイト構成の見直し

- ア. 県Webサイトについては、利用者が必要な情報に円滑に到達できるよう、現行サイトの情報構造を踏まえつつ、カテゴリ分類、階層構造、ナビゲーション等の見直しを行うこと。
- イ. 県Webサイトの見直しにおいては、レスポンスWebデザインによるパソコン及びスマートフォン、タブレット等での円滑な表示、さらに、操作性を高めるナビゲーション機能やレイアウト等、デザインの品質向上を図ること。

(4) ウェブアクセシビリティの確保

- ア. リニューアル後の県Webサイトにおける全てのコンテンツは、高齢者や障がいのある方を含め、すべての利用者が必要な情報を支障なく取得できるよう、「改正JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA」の達成基準を満たすものとする。
- イ. 本業務で作成する全てのデザイン、HTML、CSS、画像等は、当該達成基準を満たしているとともに、新たに導入するCMSへ移行する既存コンテンツは、当該達成基準を満たすように受託事業者が改善を行うこと。

(5) 旧システムからの移行

- ア. 旧システムにおいて公開されているページ、画像、添付ファイルその他のコンテンツ並びに関連するデータについては、本システムへ適切に移行することを前提とする。

(6) 既存URLの継承等

- ア. 再構築後の県Webサイトにおいては、現行県Webサイトで使用しているURLを可能な限り継承することとし、継承が困難な場合においては、利用者の利便性に配慮した適切な転送設定等の措置を講ずること。

(7) 移行期間中の運用継続性

- ア. 県Webサイトの再構築及び移行作業の期間中においても、現行サイトの閲覧及び情報発信機能が継続して利用できるよう配慮すること。

(8) 情報セキュリティポリシーへの適合

- ア. 本システムの設計及び構築にあたっては、本県の情報セキュリティポリシーその他関係規程等に適合した構成とすること。なお、情報セキュリティポリシーについては、本業務の契約締結後に提示する。

2. CMS(コンテンツ管理システム)

別紙1「機能要件(CMS)」を参照のこと。

3. Webサイト

(1) サイト設計

- ア. 現行県Webサイトを分析し、課題を確認したうえで、サイト構成の設計を行うこと。
- イ. 目的とするコンテンツに、原則3クリック、多くても5クリック程度でたどり着く階層構造とすること。
- ウ. スマートフォンでも使いやすいサイト構成とすること。

(2) カテゴリ設計

- ア. 利用者が分かりやすく、必要な情報に容易にたどり着けるよう、カテゴリ(分類)の設計を行うこと。
- イ. 利用者が情報にたどり着きやすくなるよう、分類以外の検索項目(目的、利用者の属性等)についても必要であれば提案すること。
- ウ. カテゴリは適切な階層構造とすること。また、パソコンとスマートフォンの両方で情報を探しやすいよう、画面を工夫すること。

(3) サイトマップ(構成図)作成

設計したサイト構成を基に、サイトマップを作成すること。また、画面の遷移がわかる資料を作成すること。

(4) サイトデザイン

ア. トップページ

- トップページは提案内容を踏まえ、県と協議のうえ、本県の魅力が十分に伝わり、かつ利便性の高い機能的なデザインとすること。
- デザイン決定には本県と協議の上で細部まで調整を行なうこと。PCサイトのみならず、スマートフォンサイトについても操作性、視認性を確保できる設計を行うこと。
- 災害時にスムーズな情報提供が行えるよう、緊急用トップページを作成すること。また、緊急用トップページへはCMSの操作で切替できること。

イ. 基本デザイン

- 県が選定したトップページデザイン案に基づき、以下のページデザイン案を作成すること。いずれも、パソコン表示のデザインと、スマートフォン表示のデザインをそれぞれ作成すること。
 - ・ カテゴリページ(トップページを0階層とした場合の1階層目。特定の分類を複数表示したページ)
 - ・ インデックスページ(第2階層以降。下層コンテンツへの導線となる一覧ページ)
 - ・ コンテンツページ(具体的に情報の詳細を提供するページ)

ウ. デザインの共通事項

- 各ページには、タイトル情報、グローバルナビゲーション、パンくずリスト、各所属の連絡先などが必ず配置されること。なお、ローカルナビゲーションについては、県と協議の上、必要性に応じて実装すること。
- ページ番号が自動的に割り当てられて表示され、ページ番号検索にて該当ページに直接遷移が

できること。

- ユニバーサルデザインやウェブアクセシビリティに配慮したデザインとすること。

エ. カテゴリページ

- カテゴリ内の新着情報が自動的に掲載されること。
- カテゴリページから第二階層・第三階層のページを辿ることができること。
- カテゴリの表示順を第二階層・第三階層共に管理者が変更できること。
- 第二階層はテキストリンクだけでなく、画像リンクも選択できること。
- カテゴリページのリンクは自動更新され、メンテナンス不要とすること。

オ. インデックスページ

- 次の階層のタイトルを一覧表示で自動掲載すること。
- 階層(インデックスページ)ごとに所有者を設定し、所有者以外のコンテンツページが掲載されないこと。
- 階層の所有者は複数のIDを設定できること。
- 表示は一階層下のページ一覧だけでなく、二階層下のページも表示することを選択できること。
- 階層の所有者(作成者)がインデックスページに見出しを挿入できること。
- インデックスの表示順を作成者が変更できること。
- インデックスページのリンクは自動更新され、メンテナンス不要とすること。

カ. コンテンツページ

- ページ更新日が自動的に掲載されること。
- A4縦型でプリントした際に、文字や画像が切れることがないようにすること。

キ. サブサイト(共通デザイン)

- 下記サイトは、ヘッダー・フッターは県と同一とするが、新着情報の掲載などサブサイトとして運用管理できるようにすること。
 - ・ 知事のページ
- サブサイトトップには、タイトル画像やカラーセルバナーを掲載できること。
- 運用開始後、職員により特定のテーマのトップページとして新たに構築できること。また構築数に制限がないこと。

ク. サブサイト(専用デザイン)

- 下記サイトは、県ホームページと異なるデザインで構築すること、新着情報の掲載などサブサイトとして運用管理できるようにすること。
 - ・ 三重県議会(<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/index.htm>)
 - ・ 三重県自殺対策推進センター(<https://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/KOKORO/index.htm>)
 - ・ 三重県子ども心身発達医療センター(<https://www.pref.mie.lg.jp/CHILDC/index.htm>)
 - ・ みっふる広場(<https://www.pref.mie.lg.jp/KATEIKYOIKU/index.htm>)
 - ・ 三重県平和啓発ホームページ(<https://www.pref.mie.lg.jp/HEIWA/index.html>)

(5) 付随する機能

以下の機能を持つサービス、ソフトウェア等を導入し、設定作業等を行うこと。

全てのページに以下の機能が適用されること。以下の機能を利用するために、利用者がアプリケーションソフトをインストールする必要があるものは不可とし、利用者の利用端末やブラウザなど利用環

境に依存せず利用できるものを採用すること。また、SSL/TLS対応ページでも利用可能であること。

無償サービスの提案も可とするが、期間中のサービス終了や有償化などの仕様変更が発生した場合、責任を持って代替手段を導入すること。有償サービスの場合、契約期間中、サービス、ソフトウェア等のライセンス料について、原則として利用者数、利用量、ページ数の増、バージョンアップ等により料金の増額が発生しないこと。

なお、導入・利用に係る一切の費用は受託事業者の負担とする。

ア. ふりがな付加

- 利用者が「ふりがなボタン」等をクリックするだけで、別ページに遷移することなく、サイト上のテキストにふりがなを表示させることができること。

イ. 文字サイズ変更

- キャプションや文字画像を除き、コンテンツ機能やレイアウトを損なうことなく、200%以上のサイズ変更ができること。

ウ. 背景色変更

- 通常の黒文字・白背景のほかに、文字色と背景色のコントラスト比に配慮した複数の表示パターンがあり、利用者が任意に選択できること。

エ. 自動翻訳

- 外国語自動翻訳の仕組みを導入すること。なお、対象はすべてのページとし、ページ数を限定しないこと。また、ダウンロード、プラグインの必要がなく、簡単な操作で切替えができること。
- 対象言語は、英語、ベトナム語、ポルトガル語、フィリピン語、中国語(繁体・簡体)、インドネシア語、スペイン語を想定しているが、その他の外国語についても可能な限り対応すること。

オ. サイト内検索

- 利用者がフリーワードで検索できるものとし、ひらがな・カタカナ・漢字などの表記の違いに対応した検索結果を表示できること。
- PDFファイル、Excel ファイル、Wordファイル内のテキストも検索できること。
- 広告等が表示されるものは不可とする。
- よく利用される検索条件等の統計情報を取得できること。

(6) アクセス解析

以下のアクセス解析が行えるよう、サービス、ソフトウェア等を導入し、設定作業等を行うこと。以下の機能を利用するために、利用者がアプリケーションソフトをインストールする必要があるものは不可とし、利用者の利用端末やブラウザなど利用環境に依存せず利用できるものを採用すること。また、SSL/TLS対応ページでも利用可能であること。

無償サービスの提案も可とするが、期間中のサービス終了や有償化などの仕様変更が発生した場合、責任を持って代替手段を導入すること。有償サービスの場合、契約期間中、サービス、ソフトウェア等のライセンス料について、原則として利用者数、利用量、ページ数の増減、バージョンアップ等により料金の増額が発生しないこと。

なお、サービス・ソフトウェアの導入・利用に係る一切の費用は受託事業者の負担とする。

ア. 県Web サイト内の全ページについて、ページビュー数を取得できること。

イ. ページビュー数は、ページごとに日・月・年単位で集計した値を 職員が集計作業することなく取得できること。又は、受託事業者が運用保守の範囲内で集計作業を行い、職員に毎月提供すること。受託事業者が集計作業を行う場合、臨時で職員から集計の依頼を行うことがあるので、対応すること。

ウ. ページビュー数は、閲覧媒体別(パソコン、スマートフォン)に集計できること。

4. 動画配信システム

業務用端末からライブ中継及びVOD配信が行えることを基本とし、「第6・4.規模・性能要件」に示す内容を満たすシステムであること。

現行システムと同様に、YouTubeの利用を想定しているが、他のサービスの導入も可とする。

第6 非機能要件

1. システム稼働時間

(1) 事前に県が認めたメンテナンスを除き、24時間365日常時稼働すること。

なお、メンテナンスの実施については、「第8 運用保守要件 2.業務の実施方法 (9)修正プログラム」の適用を参照のこと。

2. システム利用者

(1) 本システムの利用者等は下表の通りとする。

利用者種別	内容
システム管理担当者	本システムの運用管理や受託事業者との各種調整を担当する三重県職員 3名程度。
システム利用者	【CMS(コンテンツ管理システム)】 全三重県職員。 ただし、職員の担当業務によって作業範囲が異なる。 ※担当業務の主な分類 広聴広報課報道担当職員、広聴広報課広報担当職員、各部局広報担当課職員、県公報担当所属職員、その他一般所属職員など
	【Webサイト】 全三重県職員。
	【動画配信システム】 全三重県職員。
システム閲覧者	ウェブページの閲覧者

3. 稼働環境要件

(1) クラウド環境

CMSに汎用パッケージを使用する場合は、「第5 前提条件及び機能要件」を参考に、本システムを稼働させるために必要なインフラを設計のうえ、クラウド環境にWebサーバ、CMSサーバを構築すること。Webサーバのみインターネットに公開し、CMSサーバには職員と受託事業者しかアクセスできないようにすること。

CMSにクラウドサービスを使用する場合は、必要な容量を確保し、各種設定を行うこと。

ア. 日本国内のデータセンター等のコンピュータ、データ通信装置で環境を構築すること。なお、バックアップデータ等の保管先も日本国内であること。

イ. 可用性を確保するため、Webサーバ、CMSサーバをサーバレベルで冗長化する等の対策を行うこと。

また、バックアップ系に切り替わった際でもデータの整合性が取れるよう、リアルタイムでのデータ複製等、必要な対応を行うこと。

- ウ. 以下のいずれかの条件を満たしていること。
- 「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」クラウドサービスリストに掲載されているクラウドサービス
 - ISO/IEC 27017:2015 に基づく ISMS クラウドセキュリティ認証を取得している事業者のクラウドサービス登録証等の写しを提出すること。
- エ. CMS等、公開しないシステムへのアクセスは、特定のグローバルIPアドレスからのみ接続できるように設定すること。
- オ. インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視し、不正侵入、不正利用等の検知、原因調査、追跡が可能であること。重大な不正侵入、不正利用等を検知した場合は、受託事業者及び県のシステム管理者に通知する仕組みを備えること。
- カ. 本番用環境とは別に、環境動作テストや不具合の検証を行うための検証用環境を構築すること。
- キ. クラウド環境における情報資産の取り扱いについては、日本の法律を準拠法とし、裁判管轄は国内に限ること。
- ク. 情報資産が残留して漏えいすることがないように、必要な措置が講じられていること。また、サービス利用終了後、クラウドサービス上のデータを消去し、その結果を県に書面で報告すること。
- ケ. 業務を実施するうえで必要となるリソースの容量・能力が確保されていること。
- コ. 契約期間中、サーバ負荷やトラフィックの増加などにより想定以上、もしくは想定外の費用が発生したとしても、一切の費用については受託事業者の負担とする。ただし、想定外の費用が長期に渡って発生することが予想される等の理由で、県が認めた場合は、この限りでない。
- サ. クラウドサービスで取り扱う情報資産がサービス事業者により、目的外利用されないこと。
- シ. クラウドサービスの提供に用いるサーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている建物(以下データセンターという)は、地震・水害・火災への対策が行われていること。
- ス. データセンターは、日本の法令が適用されること。また、管轄裁判所に関しては、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とできること。
- セ. サービスの提供に用いるアプリケーション、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器の死活監視・障害監視について監視を行っていること。
- ソ. サービスの提供に用いるアプリケーション、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器についての技術的脆弱性に関する情報を収集し、適宜対策を行っていること。
- タ. 情報の盗聴・改ざん等から保護するため暗号化を行うこと。
- チ. 不要なサービスを停止すること。また、利用する通信プロトコル、ポートは必要最小限とし、利用していない通信プロトコル、ポートはファイアウォール等にて遮断するとともに、マルウェア対策を実施すること。

- ツ. アクセス記録が保存されていること。なお、アクセス記録にはログイン成功だけでなくログイン失敗の記録も行うこと。また、これらの記録の正確性を確保するため、正確な時刻の設定が行われていること。
- テ. クラウドサービスに保存されるデータは暗号化されていること。
- ト. データの消失対策として、定期的にバックアップがとられていること。また、復旧について、手順化されていること。
- ナ. 保存されるデータについてサービス利用終了時に適切に消去されること。なお、暗号化したデータの暗号鍵を無効化することでもデータ消去措置と見なせる。
- ニ. サービス仕様の変更やサービス終了等について、サービス事業者から事前に通知がされること。
- ヌ. サービスの稼働率や、サポート・問い合わせ窓口等に関する事項が示されていること。
- ネ. 利用者へ公開された情報セキュリティに関する統一的な窓口が設置されており、情報セキュリティインシデントが発生した際、利用者への報告、収束に向けた対応等にかかる実施体制が確立していること。
- ノ. サービス提供事業者の免責事項に関する記載があり、その記載内容は利用上問題ないこと。

(2) 通信環境

- ア. Web閲覧はSSL/TLS通信(https)で行うため、必要な証明書を取得し、設定すること。運用保守期間中は、証明書の有効期限が切れる前に、更新作業を行うこと。
- イ. SSL/TLSの暗号化プロトコルにはTLS1.2以降を使用し、SSL、TLS1.0、TLS1.1は使用しないこと。
- ウ. 利用者との通信では、https以外の通信はできないよう設定すること。
- エ. セキュリティを確保するため、本システムに対するアクセスについては、Webアプリケーションファイアウォール(以下「WAF」という。)を経由させること。現行システムで利用している三重県自治体セキュリティクラウド(以下「県SC」という。)のWAFを利用してもよい。
県SCのWAFを利用する場合、初期設定は県SC運用事業者が行うため、本システムに関する設定内容の調整等、県及び県SC運用保守事業者と連携して作業を行うこと。運用費の負担は不要である。
県SCとの接続はインターネット回線とする。県では回線の手配は行わないので留意すること。

(3) CDN

県Web サイトには多数のアクセスがあるため、CDNを導入し、サーバやネットワークの負荷の軽減を図ること。

CDNに必要な機能は以下のとおり。

- ア. 通信量に見合った帯域が確保されていること。
- イ. 災害発生時等、急激に通信量が増加することがある。このような場合にも、輻輳することなく

通信が行えること。

- ウ. エッジサーバの設置拠点を複数有し、同時利用可能なこと。拠点は、震度6強以上の震災発生時に1箇所が影響を受けても、他拠点には影響が無い程度にそれぞれ離れた場所にあること。
- エ. キャッシュ有効期間を、拡張子、URLやサブディレクトリ単位で設定できること。特定の拡張子、URLやサブディレクトリに対しては、キャッシュしない設定とできること。設定には優先順位を付けることができること。
- オ. オリジンサーバとの通信ができなくなった場合は、リトライを行い、回復しない場合はエラーページが表示されること。リトライの回数及び間隔は、自由に設定できること。エラーページはCDNが持つストレージに配置でき、表示するエラーページの文言等についても、設定可能であること。CDNでこの機能が実現できない場合は、広域負荷分散サービス等を導入して、通信不可となる状態が起らないようにすること。
- カ. オリジンサーバとの通信途絶が長期間に渡る場合、簡易な緊急用ページを県Webサイトの代替として表示できること。代替ページはCDNが持つストレージに配置でき、職員が代替ページへの切替及び内容の修正を行えること。
又は、受託事業者が代替ページの配置場所を用意し、職員が代替ページの作成や修正、切替え作業を簡単に行えることができるようにすること。
- キ. アクセス数、データ転送量、オフロード率等の統計情報を取得できること。職員が容易に取得できることが望ましいが、職員が容易に取得できない場合は、県と協議の上、一定期間ごとに受託事業者が統計情報を県に提供すること。
- ク. トラフィックの増加などにより想定以上、もしくは想定外の費用が発生したとしても、一切の費用については受託事業者の負担とする。ただし、想定外の費用が長期に渡って発生することが予想される等の理由で、県が認めた場合は、この限りでない。

4. 規模・性能要件

(1) システムの規模・性能

システムの規模・性能は下表を想定しており、これらの要件を満たすシステムとすること。また、各サーバのストレージ容量として、運用開始後5年間に発生する全ての情報を保持できるだけの容量を確保すること。

なお、レスポンス時間は本システムがリクエストを受信してからレスポンスを送信するまでの時間とし、クライアントの処理やネットワーク伝送時間を含まないものとする。

サブシステム	項目	指標
CMS(コンテンツ管理システム)	同時接続数(瞬間最大)	約100件
	登録ユーザ数	400ユーザ
	登録(更新)ページ数	約100ページ/日

	レスポンス時間	3 秒以内
Webサイト	ページビュー数(通常時)	267万件/月
	レスポンス時間	3 秒以内
ページ・コンテンツ ※合計280GB程度	HTMLファイル	約8万ページ
	PDFファイル	約36万
	Word、Excel、PowerPoint	約10万
	画像ファイル	約17万
動画配信システム	対象登録者数	10人
	登録コンテンツ数	約30動画/月
	ライブ配信数	約20件/月
	視聴回数	約44万回/月

5. 信頼性要件

- (1) 障害に伴うシステム停止は年1回以内、年間の累計停止時間は1時間以内、年間稼働率99.9%以上を目標値とする。ただし、受託事業者が準備する本システムの構成要素以外が原因となる停止時間や、事前に県が認めたメンテナンス時間は停止時間に含まないものとする。なお、メンテナンスの実施については、「第8 運用保守要件 2.業務の実施方法 (9)修正プログラムの適用」を参照のこと。
- (2) 上記稼働率を達成するため、サーバ基盤の冗長化、停電対策等の必要な対策を講じること。
- (3) データ消去対策として、最低限1日1回のバックアップを取得し、必要に応じたファイル単位でのリストアが可能であること。また、バックアップデータは2世代以上を常時保持すること。
- (4) レスポンスの大幅な劣化の予兆を検知したタイミングで、予防保守により、性能要件で示したレスポンスタイムを維持すること。

6. セキュリティ要件

- (1) パッチの適用、ウイルス対策、ログ管理、ユーザ認証、不正アクセス防止、ネットワーク不正侵入防止等、必要となるセキュリティ対策を行うこと。
- (2) ログインが必要となる機能において、一定時間にてセッションタイムアウトを行うこと。
- (3) ユーザ管理として、連続ログイン失敗回数などIDのロックアウトポリシーが設定でき、ロックアウトポリシーに抵触したIDは自動で無効化を行うこと。

第7 テスト、データ移行要件

1. テスト

- (1) リリース前に機能要件に示す各種機能が正常に動作することを確認するため、各種テストを実施すること。なお、県による受入テストを必ず実施すること。
- (2) テスト計画の策定にあたり、連携相手方など関係者の協力が必要となる事項においては、十分な準備期間を確保するとともに、関係者にて実施すべき事項を簡潔にまとめた資料を作成すること。
- (3) テストの実施にあたり、事前に県に対してテスト計画書を提出すること。テスト計画書に対して県から意見があった場合、受託事業者は適宜テスト計画書を修正すること。
- (4) テスト後に結果報告書を提出すること。
- (5) テストの結果、問題が明らかになった場合は、リリースまでに対策を行うこと。
- (6) テスト実施にあたり必要となるデータは、原則として受託事業者が作成、準備すること。

2. データ移行

(1) データ移行の対象

- ア. 移行対象はドメイン配下の全ページを基本とする。ただし、本県が不要と判断したページは移行対象から除外する。現時点での総ページ数約80,000ページのうち、移行が必要なページは約50,000ページ程度を想定している。
- イ. 現行のCMSで非公開としているコンテンツは移行しない。

(2) 移行および改善手段の検討

移行の際の最適な方法、スケジュール、役割分担、完了時の検証方法等を「データ移行計画書」として提案し、本県と十分協議のうえ移行手順等を決定すること。

(3) 対象コンテンツの取得

本県より、公開データを提供する回数は最大5回とする。公開データの提供を希望する場合には、空のハードディスクを用意すること。

(4) コンテンツリストの作成

移行対象範囲の全ページのコンテンツリスト(サイトマップ)を作成すること。コンテンツリストには、ページタイトル・公開URL・新ページのページID・移行日・移行時の変更点・ページの所有グループ等の情報を記載し、本県の担当課が移行内容の確認を行う際に負担のかからないようにすること。

(5) コンテンツの移行および改善

データをそのまま移行するのではなく、アクセシビリティに配慮された状態に修正しながら移行を行うこと。改善内容は「データ移行ルール」に記載すること。なお下記については必ず実施すること。

- ア. ページタイトル(ページタイトルで内容が推測できるようラベリングを実施する)
- イ. 見出しの付与(ページの構造上、見出しと判断される場合、見出し設定を付与する)
- ウ. 見出し構造の適正化(見出し順序を適切化し、正しい順序・重みに設定する)
- エ. 箇条書き設定(箇条書き(ul要素)・番号リスト(ol要素)を付与する)
- オ. リンク名称の変更(リンク名は原則、リンク先のタイトル名とする。本文中のリンクで、リンク先のタイトルとすることが適切でない場合には、リンク先を推測できる名称に変更する)
- カ. 外部リンクの設定(内部リンクと外部リンクが区別できるよう設定を行う)

- キ. 装飾記号・不要な空白・不要な改行などの修正を実施する。
- ク. 適切な代替テキストの設定(代替テキストにて画像を推測できない場合、適切な代替テキストを設定すること、画像に属性が必要な場合、属性を付与すること)
- ケ. 表の修正(セル結合の解除など、スクリーンリーダーで内容が理解できるよう修正を行う)
- コ. 用語の統一(和暦・西暦表記・日付表記・時間表記などアクセシビリティガイドラインで定めた用語に修正すること)
- サ. 移行ルールに記載のない修正はコンテンツリストなどに修正内容を記載し、報告すること
- シ. 外国語のlang属性付与(ページ内の一部に外国語が使用されている場合は、該当箇所にlang属性を付与すること)

(6) 追加コンテンツの移行

移行開始後に追加更新(新規公開、削除、変更)したコンテンツは、受託事業者が管理し、最新の状態で移行すること。

コンテンツの差管理・更新は引き渡し1か月前までとする。

(7) データ移行後の検証

移行したデータは、移行業者とは別の業者が目視により「データ移行ルール」のとおり移行ページの改善が実施されているか確認を行うこと。また、miCheckerとバリデーションチェックで全ページが問題のない状態であることを確認すること。

(8) データ移行後の検証

- ア. 受託事業者は移行した全ページのコンテンツリスト(サイトマップ)を作成すること。
- イ. 県担当者はコンテンツリストから、サイトが正しく移行できているか確認ができること。
- ウ. 移行ページには移行元のページリンクが記載され、移行元ページを確認できること。
※コンテンツリスト→移行ページ→移行元ページと遷移し、移行状態を確認できること。
- エ. 移行元ページは更新されている恐れがあるため、データ移行時の状態を再現できるような確認環境を準備すること。リニューアル後1か月までは、確認環境が閲覧できる状態にしておくこと。
- オ. 県による確認の結果、修正の必要があると判断されたものについては、受託事業者において修正を行うこと。

(9) リダイレクト処理

ページ移行によりURLが変更となる場合は、リンク切れを生じさせないように全ページに対しリダイレクト処理を行うこと。

(10) アクセシビリティ試験

- ア. 移行後は最低年1回ウェブアクセシビリティ基盤委員会が定める「JIS X 8341-3:2016試験実施ガイドライン」に沿って40ページ以上を対象に目視にて試験を行い(チェックツールのみの診断は不可)、試験結果を報告すること。試験結果報告は実装チェックリスト、達成基準チェックリスト、試験結果を解説した診断レポートの3点とする。また、試験結果をホームページで公開ができるよう、必要な支援を行うこと。
- イ. アクセシビリティ試験は、原則受託事業者ではなく、第三者に依頼し実施することとし、実施前には再委託届けを提出すること。
ただし、試験の客観性が担保されるのであれば、受託事業による実施も可とする。その場合は、県へ試験の客観性を説明し、承諾を得ること。
- ウ. リニューアル後のウェブサイトは「JIS X 8341-3:2016」に示す、適合レベル「AA」を達成することとするが、試験はWCAG 2.2の基準で実施すること。ただし「JIS X 8341-3:2016」が改正された場合は、新JISの基準にて、構築・試験を実施すること。

3. マニュアル等の整備

県Webサイト運用方法に則した専用マニュアルを以下のとおり作成すること。各マニュアルは、本県における運用の事情や要望を反映して作成し、本県の業務内容と実施手順に沿って一連の操作方法を解説すること。

- (1) CMS操作マニュアル(一般用)
一般の作成者および承認者向けのマニュアルとして、極力専門的な用語を使用せず分かりやすく解説すること。イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。
- (2) CMS操作マニュアル(管理者用)
管理者がシステムを運用するために必要な機能を網羅したマニュアルとして、分かりやすく解説すること。イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。
- (3) 動画配信操作マニュアル
動画配信システムを運用するためのマニュアルを作成すること。イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。
- (4) 障害時対応マニュアル
障害時の対応手順について説明するマニュアルを作成すること。
- (5) アクセシビリティガイドライン
アクセシビリティについての知識がなくても、JIS X 8341-3 AAを理解し、アクセシビリティに配慮されたページが作成できるようなガイドラインを作成すること。
ガイドラインは職員誰もが理解できるよう、平易な用語を用いること。
- (6) 動画マニュアル
CMSの各操作について、章立てした動画マニュアルを作成しCMSから参照できること。

4. 職員研修及びヘルプデスクの設置

(1) 職員研修

- ア. システム利用者(県担当者)及びシステム管理担当者に対して運用開始前に操作研修を実施すること。
- イ. 研修は参加者が本システムを操作しながら行えるようにすること。
- ウ. システム利用者(県担当者)向けは3時間×10回程度の実施を見込んでいる。
- エ. システム管理担当者に対しては、システム運用に必要となる事項を説明することとし、1日×1回を見込んでいる。
- オ. 研修方法は集合研修、ウェブ研修のどちらでも対応可能とすること。

(2) ヘルプデスク

- ア. 運用開始1カ月前後(詳細は県と協議のうえ決定する)は、職員から受託事業者に直接電話及びメールで問合せ可能な窓口を設け、問合せに対応すること。
- イ. 電話がつながりにくくなったりすることのないよう、十分な回線数、ヘルプデスク要員数を確保すること。
- ウ. 電話の受付時間は県開庁日の8時30分から17時15分までとする。

第8 運用保守要件

1. 対応時間

本仕様書の各項に特段の定めがある場合を除き、運用保守業務の対応時間は、県開庁日の8時30分から17時15分までとする。

17時15分の時点で、なお対応中の障害がある場合には、その対応の完了をもって同日の業務を終了するものとする。ただし、緊急を要しないものについてはこの限りでない。また、影響度「高」((14) 障害切り分けを参照)の障害が発生した場合は、発生が17時15分以降であっても対応を開始すること。

また、業務の性質上、平日の8時30分から17時15分までの間に行うことができない場合には、夜間又は休日に行うものとする。

2. 業務の実施方法

(1) 共通事項

ア. 体制

障害発生時には、直ちに調査に着手すること。契約書に基づき、届け出た業務従事者のみが携わるよう管理すること。

システムが高い品質を維持し、効率的かつ確実な運用が行えるよう、必要なスキル(資格・経験)を有する人員を配置する等、十分な体制をとること。

ソフトウェアの脆弱性についての情報取得や不具合に対する相談受付など、ソフトウェアメーカー等からの技術サポートを随時受けることができる体制となっていること。

イ. 運用保守に必要な機器等

運用保守に必要な管理用の端末機や通信回線等は受託事業者が調達すること。それに係る一切の費用は受託事業者の負担とする。

ウ. 受付窓口

問合せ対応や連絡調整のための受付窓口を設置し、1に示す対応時間中、電話及び電子メールで受付、対応を行うこと。

(2) 計画停止

システムのアップデート等のための機器再起動など、システムを停止する必要がある場合は、年間スケジュール・月間スケジュールで事前に県に報告し、承認を得ること。

計画に基づき、システムの起動、停止、確認作業を行うこと。

(3) ジョブ実行

システム運用に必要となるジョブスケジュール、パラメータ等の各種情報を登録すること。

(4) ログ管理

各種ログ等を収集し、保存管理すること。県から依頼があった場合は、ログから該当情報を取得し、提出すること。

(5) バックアップ

システム及びデータのバックアップを行うため、バックアップジョブスケジュールを登録し、管理すること。県から依頼があった場合は、バックアップデータから復旧作業を行うこと。

(6) システム監視

監視ツール等により機器の死活監視、サーバの閾値監視(メモリ使用率、CPU使用率、ディスク使用率等)、イベントログの監視、サービスの稼働監視等の自動監視を行い、異常を検知した場合は、電子メール等により通報を行うこと。重大な障害が発生した場合は、県のシステム管理者に電話連

絡すること。

(7) 構成管理

- ア. 機器、ソフトウェア、ミドルウェア、プログラム等資産の構成管理を行うこと。管理する主な項目は以下のとおり。
 - クラウド、CDN等の利用サービス名、仕様、設定情報、利用ユーザ情報等
 - ソフトウェアの名称、バージョン、ライセンス番号、適用済みのサービスパック等
 - ベンダーの名称、担当部署名、連絡先等
- イ. 使用しているライブラリ、API 等についても構成管理の対象に含めること。
- ウ. 運用保守の過程で、ドキュメント（手引書、研修用テキスト含む。）に変更が生じた場合は、変更し、最新の状態に維持すること。研修動画については、新年度に担当する職員が視聴できるように、毎年度末に最新の状態に更新すること。

(8) システム維持保守

- ア. 毎月、ログやリソースの使用状況を収集、分析し、システムの性能が劣化している場合は、チューニング、データベースの設定変更、拡張等、必要な作業を行い、対処すること。
- イ. ログやリソースの使用状況を基に改善提案を行い、県の上を承を得て変更作業を行うこと。
- ウ. その他、システム維持に必要となる作業を行うこと。

(9) 修正プログラムの適用

- ア. 機器、ソフトウェアに関するバージョンアップ情報、脆弱性情報等を取得し、月1回以上確認し、報告すること。確認できた脆弱性に対して、県と脆弱性対応方針を合意し、方針に基づいた対応（設定変更・修正プログラム適用等）を行うこと。使用しているライブラリやAPI等についても、脆弱性情報を随時取得できる体制をとること。
- イ. 修正プログラムを適用する場合には、適用前の状態に戻せるようにしておくこと。また、適用後は、バックアップを取得すること。
- ウ. 修正プログラムの適用は、原則1か月に1回とする。ただし、他のセキュリティ対策により、適用しなくても本システムのセキュリティに支障が無いと認められるときは、この限りでない。また、重大なセキュリティホール対策等、緊急性の高い修正プログラムが提供された場合には、速やかに適用作業を実施することとする。
- エ. システムの長時間の停止を伴うものについては、事前に県の上を承を得たうえで、休日又は夜間に行うこと。

(10) データメンテナンス

- ア. 年度末等、組織変更、職員の異動及び組織変更に伴うページ移管等が大規模に行われる場合は、マスターデータ等の更新やページ移管等、必要な更新作業を行うこと。
- イ. システム管理者等のID、パスワードの登録等の管理を行うこと。

(11) セキュリティ対策

- ア. セキュリティリスクに対する情報収集を随時行い、対策を行うこと。
- イ. 毎年1回、Webアプリケーション診断を実施し、結果分析・その分析に基づく対処方策の検討及び対応等を行うこと。実施時期については、県と協議の上、決定すること。
- ウ. 県の情報セキュリティポリシーを遵守し、セキュリティ対策を講じること。

(12) アクセシビリティチェック

- ア. 毎年1回、県Webサイト内ページ（再構築対象ページに限る）について、アクセシビリティチェ

ックを行うこと。

- イ. プログラムを利用したチェックを県Webサイト内の全ページに対して行うこと。
- ウ. 目視によるチェックを県から提示されたページ(40ページ程度を想定)に対して行うこと。
- エ. チェック結果をとりまとめ、県に報告すること。また、県からの依頼に応じて、問題のあったページの修正作業を行うこと。

(13) サーバ証明書更新

SSL/TLS通信に必要な証明書の有効期限が切れる前に、証明書の更新作業を行うこと。

(14) 障害対応

ア. 障害検知・通報

監視ツール等により障害を検知したときは、障害状況を調査し、県に連絡すること。

イ. 障害切り分け

- 復旧予定時刻、影響範囲、対応方法等について県と調整すること。
- 影響度が「高」の場合は、夜間・休日であっても、翌開庁日までに対応することを原則とする。ただし、業務への影響範囲や障害対応の内容等により、県と協議のうえ、対応時間を決定することとする。
- 影響度が「中」又は「低」の場合は、対応時間中の作業とする。ただし、「中」の場合で、夜間・休日に障害を検知した場合は、遅くとも翌開庁日の8時30分には復旧作業に着手すること。

影響度	障害分類
高	・ Webサイトの全部又は一部停止 ・ CMSの全停止又は業務に重大な支障をきたす機能の一部停止
中	・ 一部の職員が利用する機能など、上記以外の機能の停止
低	・ システム 停止を伴わない軽微な障害 ・ 冗長構成の片系障害で切替発生 ・ 冗長構成の1台障害で縮退運転 ・ 閾値監視の警告通報

ウ. 復旧作業

- 障害復旧を行うこと。プログラムに起因する場合は、プログラムの修正等を行い復旧すること。
- バックアップから システム、データのリストアが必要な場合は、受託事業者が行うこと。
- 短時間での復旧が見込めない場合は、Webサイトの復旧を最優先すること。

エ. 障害報告、記録

障害の検知、原因、対処、再発防止策等の情報を復旧後速やかに報告書にまとめて県へ提出すること。あわせて、障害実績として管理すること。

オ. 再発防止

障害の根本原因を調査し、解決に向けて再発防止策を講じること。

(15) 問合せ対応

- ア. 受託事業者は県からのシステムや操作に関する問合せ、障害連絡等に対応すること。
- イ. 平日8時30分から17時15分までに受け付けたものは、その日のうちに対応すること。ただし、

緊急を要しないものについてはこの限りでない。

ウ. システム利用状況等を調べるため、県からの依頼によりログを解析し、報告すること。

エ. その他、県からの依頼により、データ抽出等の作業を行うこと。

(16) システム改修

ア. 簡易なデザイン修正、機能改善など、システムの利便性向上及びシステムを安定して運用させることを目的にシステムの改善提案、改修等を行うこと。

イ. アによる改修は、年間2.5人月までとする。

(17) 運用保守計画・報告

ア. 年間スケジュールの作成

毎年度当初に、事前に予定されているイベント、作業予定を勘案し、年間スケジュールを作成すること。

イ. 月間スケジュールの作成

毎月20日頃までに、翌月の月間スケジュールを作成すること。

ウ. 月次報告

毎月、月次報告書を作成し、定例会議の場で報告すること。オンラインでの報告も可とする。定例会議の議事録を作成すること。

なお、月次報告書に記載する主な事項は、以下のとおり。

- 課題管理状況
- リソース状況
- 問合せ対応状況(FAQの原案含む。)
- 利用状況(ページビュー数、検索キーワード等)
- 障害状況
- 改善提案事項
など

(18) 技術サポート

ア. 県からのシステムに関する技術的な問合せに対応すること。

イ. 県が仕様変更を行う場合、事前調査を行い、概算改修規模を示すとともに実現のための技術的提案を行うこと。

3. 契約期間終了等に伴う対応

(1) 次期システムへのデータ移行作業が必要となった場合は、県からの指示により移行用データを抽出するなど、必要な支援を行うこと。

(2) 契約期間終了後は、クラウド環境からデータを削除し、復元不可能な状態とすること。

第9 その他特記事項

1. 情報セキュリティに関する受託事業者の責任

- (1) 受託事業者は、三重県電子情報安全対策基準及び受託事業者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。なお、三重県電子情報安全対策基準については、受託事業者のみに提示する。
- (2) 受託事業者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物(関係者個人の所有物等、受託事業者管理外のものを指す。以下、同じ。)コンピュータ及び私物記録媒体(USBメモリ等)に県に関連する情報を保存することを禁止するものとする。
- (3) 受託事業者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、県に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託事業者は履行状況について、県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
- (4) 受託事業者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について県が改善を求めた場合には、県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- (5) 受託事業者は、本業務に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託事業者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに県へ報告の上、受託事業者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
 - ア. 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、県の承認を得た上で実施すること。
 - イ. 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、県へ提出して承認を得ること。
 - ウ. 再発防止対策を立案し、県の承認を得た上で実施すること。
 - エ. 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、県の指示に基づく措置を実施すること。

2. 遵守すべき法令等

- (1) 受託事業者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受託事業者は、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び受託事業者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

3. 受託事業者の義務

- (1) 本業務の遂行に当たっては、委託事業者の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。
- (2) 本業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (3) 契約書及び仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても県に別途費用を請求することはできない。ただし、県の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。

- (4) 開発に当たり、連携相手となるシステムの仕様等を確認する必要がある場合は、県に対して確認する事項を示すこと。

4. 支払条件

- (1) 毎年度の業務完了後、遅滞なく業務完了報告書を県に提出し、県による履行確認後、書面により支払いを請求するものとする。

5. 著作権等

- (1) 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムの著作権は、受託事業者又は開発元に帰属する。
- (2) 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムなどを除く一切の資料(機能一覧、画面一覧、画面遷移図等)は、県が自由に加工・編集し説明会等で利用できるものとする。
- (3) 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに既定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち県又は受託事業者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引渡しをもって県に譲渡されるものとする。
- (4) 上記(3)の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託事業者以外の第三者に帰属している場合は、受託事業者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、県に譲渡するものとする。
- (5) 成果品等のうち、上記(3)の規定の対象外で著作権が受託事業者に留保されている著作物については、県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において県及び県が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- (6) 成果品等のうち、上記(3)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託事業者は、県が成果品を利用するために必要な範囲において県及び県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (7) 県は著作権法第20条第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (8) 受託事業者は、上記(3)に基づき県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- (9) 受託事業者は、上記(4)に基づき県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (10) 上記(8)、(9)の著作者人格権の不行使は、県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (11) 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (12) 受託事業者が受託事業者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面に

より県に届けるものとし、県は県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

- (13) 本契約、仕様書等という成果品等には、上記(1)を除き、すべて所有権及び著作権等が県に帰属する旨の表示をするものとする。

6. 工業所有権

- (1) 委託業務の履行に関連して県及び受託事業者が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権(以下「工業所有権」という。)を獲得した場合、県が成果品等を利用(委託業務の目的に沿った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。)するために必要な範囲において県・受託事業者相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、県及び受託事業者は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、県及び受託事業者は、特許法第38条、意匠法第15条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。
- (2) 受託事業者が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、受託事業者は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
- (3) 受託事業者が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、県が成果品等を利用するために必要な範囲において、県又は県の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
- (4) 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

7. 第三者の権利侵害

- (1) 県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして県に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、県から受託事業者へ処理の要請があった場合、受託事業者は県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託事業者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、県は当該第三者との紛争を受託事業者が処理するために必要な権限を受託事業者に委任するとともに、必要な協力を受託事業者に行うものとする。
- (2) 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、県・受託事業者協議の上、受託事業者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
- ア. 成果品を侵害のないものに改変すること。
- イ. 県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- ウ. 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

8. 契約不適合担保責任

- (1) 県は、成果品に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、受託事業者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託事業者は、県に不相当な負担を課するものでないときは、県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (2) 前項に規定する場合において、県は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- (3) 第1項に規定する場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- (4) 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求(以下「業務委託料減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が県の供した材料の性質又は県の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託事業者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- (5) 県が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託事業者には通知しないときは、県は、その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託事業者が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

9. 機密保持

- (1) 受託事業者は、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- (2) 受託事業者が個人情報の処理等を行う場合は、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

10. 再委託の制限

- (1) 受託事業者は、県の承認を得ないで業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (2) 前項の規定は、受託事業者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

11. 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- (1) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア. 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ. 県に報告すること。
 - エ. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 受託事業者が(1)のイ.又はウ.の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置をとるものとする。